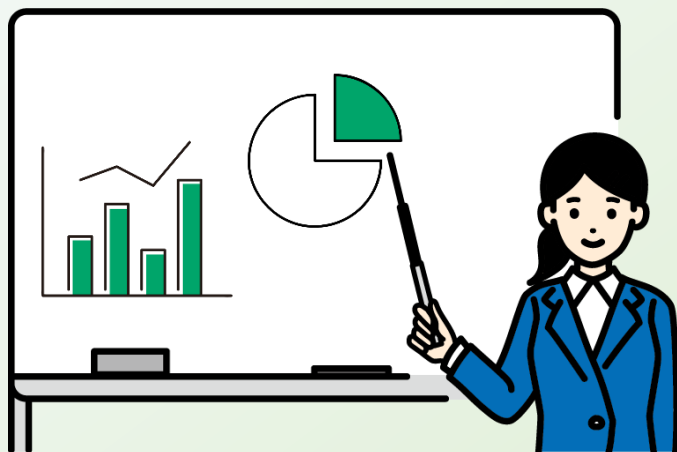


学校における働き方改革の推進に向けた 実行プログラム

～子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて～



令和6年3月
東京都教育委員会

質の高い教育を実現するための学校の働き方改革の一層の推進に向けて

～「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」の策定に寄せて～



東京都教育委員会は、教員が健康で生き生きと子供たちと向き合うことができるよう、「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」を策定し、令和8年度までを期間として、集中的に取り組んでいくこととしました。本プログラムに基づき、学校における働き方改革の先導役を務め、全力で不断の改革を推進してまいります。

学校における働き方改革は、東京都教育委員会はもちろん、教職員の皆様、区市町村教育委員会の皆様、保護者・地域の皆様といった学校に関わる全ての方々が、それぞれの立場で、自分事として改革に取り組まなければ効果を得ることができません。

今後、具体的な取組事項や進捗状況について随時発信しながら、改革の機運を盛り上げ、皆様とともに着実に進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

令和6年3月7日 東京都教育委員会

目次

はじめに

第1 実行プログラム策定について	1
1 実行プログラム策定の背景	1
2 実行プログラム策定の考え方	6
第2 具体的な取組の方向性	12
実行プログラムの体系	12
Ⅰ 学校・教員が担うべき業務の精査	13
Ⅱ 役割分担の見直しと外部人材の活用	15
1 外部人材の配置拡充	15
2 部活動改革の推進	18
3 TEPRO・民間事業者等との連携	20
Ⅲ 負担軽減・業務の効率化	22
1 人員体制の強化	22
2 指導業務の改善	23
3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善	25
4 DXの推進	28
Ⅳ 働く環境の改善	30
1 処遇改善の検討	30
2 教員が働きやすい職場づくり	31
3 教員の成長を支える仕組みづくり	35
Ⅴ 意識改革・風土改革	37
参考1 主な取組（校種別）	
参考2 保護者・地域の皆様へ：学校における働き方改革へのご理解及びご協力のお願い （小学校、中学校及び特別支援学校）	
参考3 保護者・地域の皆様へ：学校における働き方改革へのご理解及びご協力のお願い （高等学校）	

別冊 東京都公立学校における働き方改革取組事例集

1 実行プログラム策定の背景

(1) これまでの経緯・現状

都教育委員会は、教員の長時間労働を改善し、教員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図るため、平成30年2月に「学校における働き方改革推進プラン」を策定し、外部人材の活用やデジタル化等に取り組んできました。

こうした取組の結果、東京都公立学校教員の時間外勤務の状況は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況にあります。

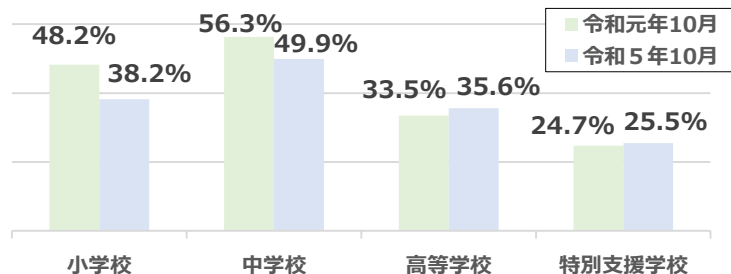
(2) 学校を取り巻く状況

学校を取り巻く状況も変化しています。

現在、全国的に教員の確保が課題となっています。都においても、令和5年に実施した教員採用選考の受験倍率は1.6倍、小学校全科については1.1倍となるなど、厳しい状況となっています。また、教員の精神疾患による休職率や、新規採用教員の採用後1年以内の離職率も増加傾向にあります。教員の安定的確保の面でも、長時間勤務の解消は喫緊の課題と言えます。

さらに、未来に向けて、教育DXやグローバル化といった新たな教育課題への対応や、いじめや不登校、その他の様々な困難を抱える児童・生徒に対するきめ細かな対応を行うことができるよう、授業準備や子供たちと向き合うための時間を十分に確保するため、働き方改革の推進が重要です。

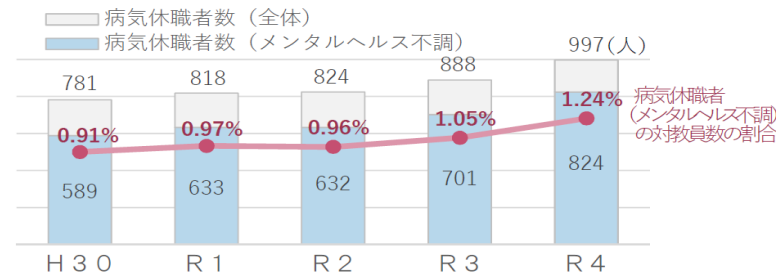
時間外勤務が月45時間（※）を超える教員の割合



改善傾向にあるものの、依然として長時間勤務の教員が多い状況

※国、都教育委員会が1か月当たりの上限として定める基準

病気休職、メンタルヘルス不調等の状況



メンタルヘルス不調による病気休職者数の割合が増加

文部科学省「公立学校教職員の人事行政状況調査」から都内公立学校分を抜粋

(3) 国、民間企業等の動向

現在、国においても、働き方改革の検討が進められています。具体的には、令和5年5月に文部科学大臣が、中央教育審議会に対し、更なる学校における働き方改革の在り方等について検討することを諮問しました。これを踏まえ、令和5年8月には、中央教育審議会初等中等教育分科会の「質の高い教師の確保特別部会」が、学校・教師が担う業務の適正化の一層の推進や学校における働き方改革の実効性の向上等を内容とする「教師を取り巻く環境整備について緊急的に取り組むべき施策」について、提言を行いました。

民間企業においても、平成31年4月の働き方改革関連法の施行等により、時間外労働の上限規制や勤務間インターバルの導入促進など、長時間労働の抑制やライフ・ワーク・バランス実現のための取組が進められています。特に令和2年の新型コロナウイルス感染症の感染拡大をきっかけとして、デジタル化やテレワークが進められたことで、従業員の働き方が大きく変化しています。また、従業員の心身の健康の維持増進はもとより、日々の生活の質や職業人生を豊かにすることなど、「ウェルビーイング」の実現を経営理念として掲げる企業も増えています。

(4) 「健康的な職場環境を実現するための宣言」と働き方改革の一層の推進

こうした状況の中、都教育委員会は、令和5年11月に「健康的な職場環境を実現するための宣言」として、教職員が心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働ける環境づくりを一層進めていくことを表明しました。

この実現に向け、今後、集中的に取り組むべき具体的な対策を「実行プログラム」として取りまとめ、学校における働き方改革を更に加速させていくこととしました。

健康的な職場環境を実現するための宣言

東京都教育委員会は、次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、東京都の公教育に従事する全ての教職員が、心身ともに健康で、やりがいをもって生き生きと働けるよう、働き方改革を推進し、健康的な職場環境の実現に取り組んでいきます。

- 1 全ての教職員が心身の健康を確保し増進できるよう、予防的見地を重視しながら、包括的かつ継続的に施策を推進します。
- 2 ライフ・ワーク・バランスの実現に向け、全ての教職員が安心し、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を整備します。

令和5年11月24日
東京都教育委員会

これまでの経緯

- 平成30年 2月 教員の長時間労働の実態を踏まえ、「学校における働き方改革推進プラン」を策定
- 令和2年度 都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を策定
- 令和4年度 都立学校教員勤務実態調査を実施（令和5年7月集計結果公表）
- 令和5年度 健康的な職場環境を実現するための宣言を発信（11月）

（目的） ①教員一人一人の心身の健康保持の実現
②誇りとやりがいを持って職務に従事できる環境を整備
→ 学校教育の質の維持向上

〈方針に定める上限時間の原則〉
○時間外における在校等時間について、1か月45時間
○時間外における在校等時間について、1年間360時間

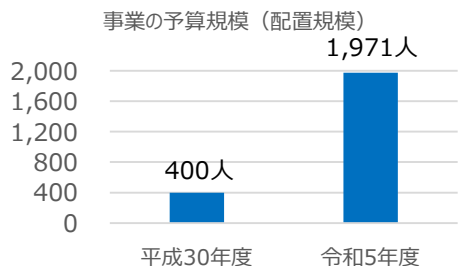
これまでの主な取組

外部人材の活用

【その他の外部人材の活用事業】 社会の力活用事業 など

■ スクール・サポート・スタッフの配置

・学習プリントの印刷など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置<小学校・中学校>



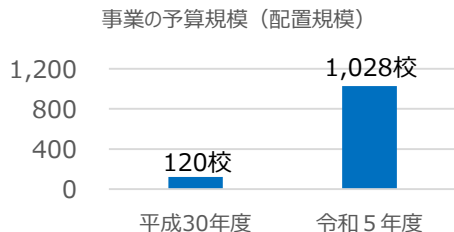
外部人材の配置により**在校等時間が縮減**

校種	縮減時間/週
小・中学校	▲4時間6分

（配置前後の同月における教員の在校等時間の比較）

■ 副校長補佐の配置(学校マネジメント強化事業)

・副校長を直接補佐する会計年度任用職員を配置し、行政機関からの調査対応や教職員の服務管理等の業務を実施<小学校・中学校・都立学校>

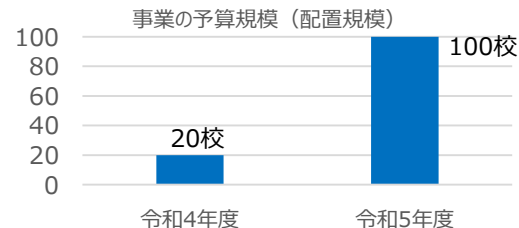


校種	縮減時間/週	校種	縮減時間/週
小学校	▲1時間29分	高等学校	▲2時間7分
中学校	▲2時間2分	特別支援学校	▲2時間37分

（配置前後の同月における副校長の在校等時間の比較）

■ エデュケーション・アシスタントの配置

・第1学年から第3学年を対象に、教育の質向上、教員の負担軽減等のため、副担任相当の業務を行うスタッフを配置し、担任教員をサポート<小学校>

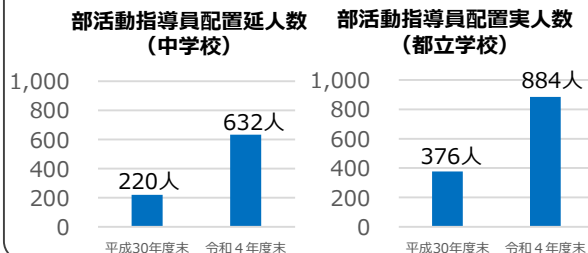


校種	縮減時間/月
小学校	▲7時間12分

（配置前後の同月における配置学年の教員の在校等時間の比較）

■ 部活動指導員の配置

・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置<中学校・都立学校>



東京都の取組

取組内容	取組状況(※)
部活動について、部活動指導員や外部人材の参画を図っている	90.5% （全国平均 73.2%）

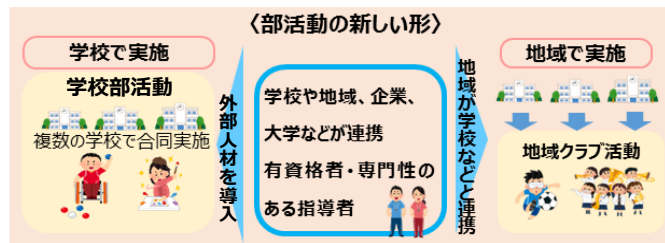
(※)取組を実施している区市町村の割合
文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(R4.12)より

全ての区市において実施済み

部活動の地域連携・地域移行

■ 部活動改革 ※現在改革期間中（R5～R7）

・令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行の取組を実施<中学校>



デジタル化の推進

■ TOKYOスマート・スクール・プロジェクト<都立学校>

・「学び方改革」、「教え方改革」に加え、「働き方改革」の観点から、定期考査採点・分析システムや統合型校務支援システム、庶務事務システムの導入等、デジタル環境の整備を実施

● 定期考査採点・分析システム（令和3年度から）

定期考査や小テストの採点業務の効率化、採点結果の集計・分析など

検証した学校では、定期考査一回の採点業務にかかる時間が、教員一人当たり平均**16時間から8時間に半減**

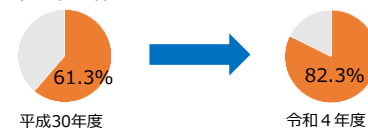
● 統合型校務支援システム（令和4年度から）

児童生徒の学籍情報・出欠・成績・保健情報の一元管理、指導要録・調査書・時間割作成など

● 庶務事務システム（令和4年度から）

教員の休暇申請、出退勤の打刻など

学習評価や成績処理について、ICTを活用（校務支援システム等の活用等）して、事務作業の負担軽減を図っている区市町村の割合



ICTを活用し、授業準備について教材や指導案を共有化している区市町村の割合



文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(R4.12)より

その他の取組

■ (公財)東京都教育支援機構(TEPRO)による学校の支援 <小学校・中学校・都立学校>

・都内公立学校を多角的に支援するために、都教育委員会が令和元年に設立。「Supporter Bank」、「学校法律相談デスク」などの事業で学校を支援

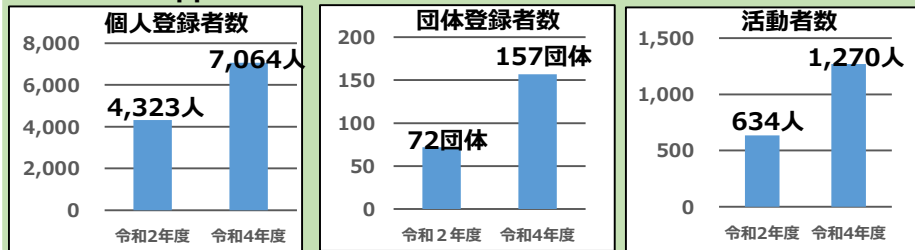
TEPRO Supporter Bank (R2年1月運用開始)

児童生徒の学習や部活動の支援、教員の事務支援等を行うサポーターを募集し、学校に紹介するとともに、機構コーディネーターがマッチングを支援

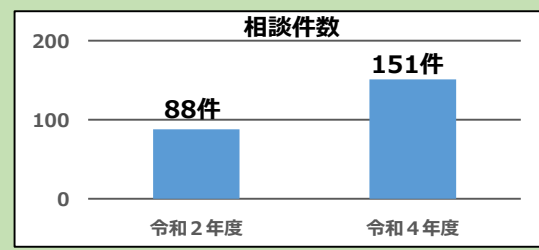
TEPRO学校法律相談デスク

都立学校において生じる日常的な懸案事項について、教育分野に詳しい弁護士と学校経験が豊富なTEPRO相談員が連携し、法律的知見・教育的知見に基づく助言を速やかに実施

TEPRO Supporter Bankの実績



TEPRO学校法律相談デスクの実績

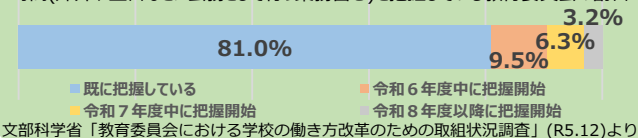


■ 客観的な方法での在校等時間の把握 <小学校・中学校・都立学校>

・ICTの活用やタイムカード等により客観的な方法で、校外や土日の業務時間含め在校等時間を把握

8割以上の地区において、既に域内すべての学校で把握

域内全ての小・中学校・高等学校でICTの活用等による客観的な方法で在校等時間(郊外や土日などに公務として行う業務含む)を把握している教育委員会の割合

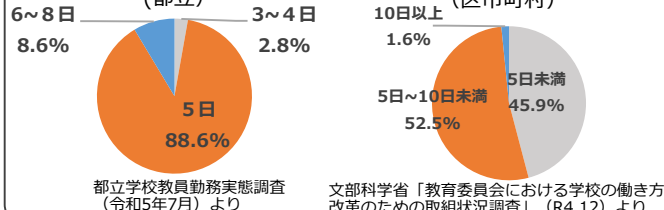


文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(R5.12)より

■ 夏季休業期間等における学校閉庁日の設定 <小学校・中学校・都立学校>

・夏季休業期間等に、夏期講習や部活動、施設開放等の業務を原則実施しない日を設け、教職員が休暇を取得しやすい環境を整備

令和4年度学校閉庁日設定日数 (都立) 令和4年度学校閉庁日設定日数 (区市町村)

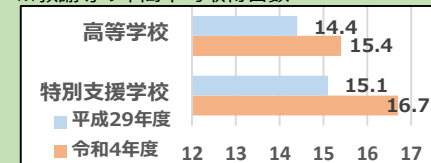


都立学校教員勤務実態調査 (令和5年7月) より

文部科学省「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」(R4.12) より

都立学校において年次有給休暇の取得日数が5年前と比較し1日程度増加

※教諭等の年間平均取得日数



※都教育委員会「令和4年度 都立学校教員勤務実態調査」(令和5年7月)より

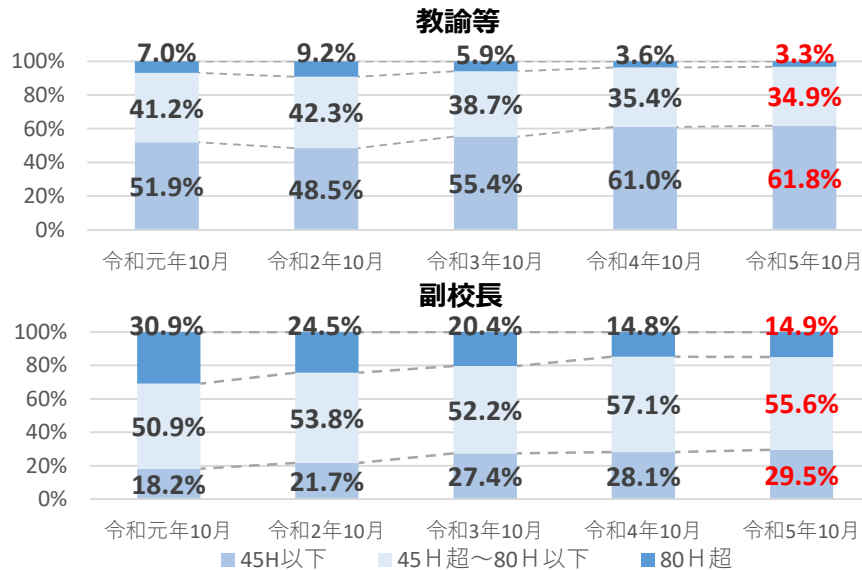
【上記以外の取組】 小学校教科担任制の推進、教員の校務負担軽減のための時数軽減、職員室の環境改善(都立学校) など

教員の勤務時間の状況 <教員の1か月当たりの時間外勤務の状況>

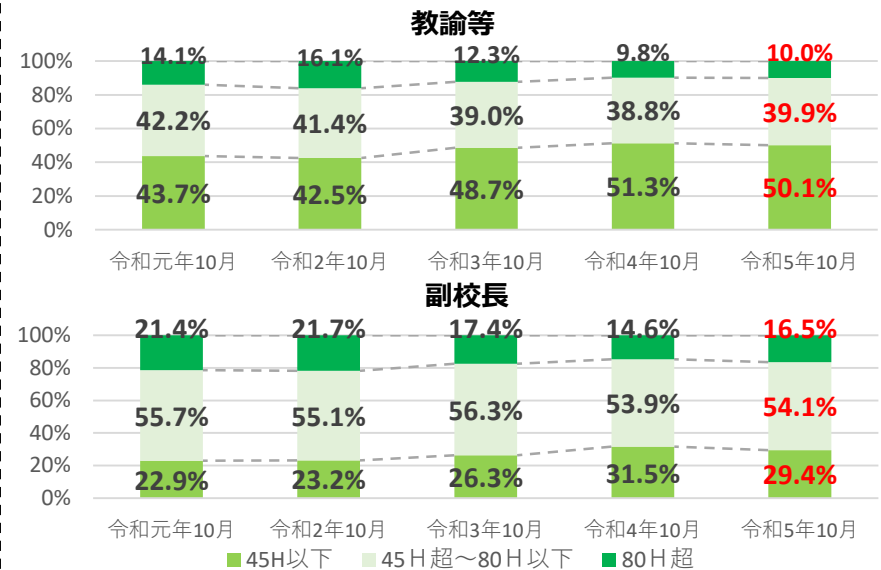
◇ カードシステム等で把握した10月の在在等時間の比較
 ※ 校外における時間外勤務を含む（一部の地区除く）
 ◇ 「教諭等」とは、教諭、主任教諭、指導教諭、主幹教諭のこと

都内公立小・中学校等

▲小学校▼

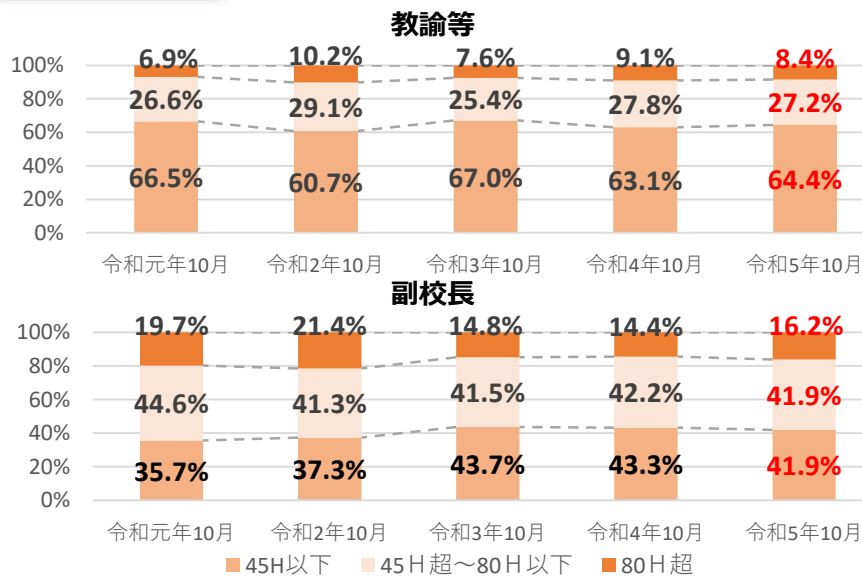


▲中学校▼

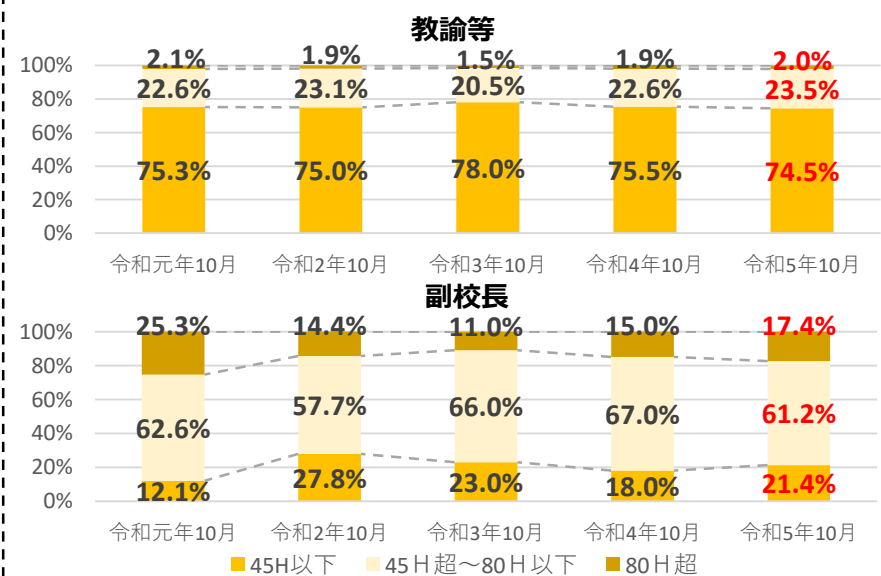


都立学校

▲高等学校▼



▲特別支援学校▼



2 実行プログラム策定の考え方

(1) 目的

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長に向けて、教員の心身の健康保持の実現と教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持・向上を図ること

(2) 位置付け

- 都立学校教員の服務監督権者である都教育委員会の実施計画
- 区市町村立学校教員の服務監督権者である区市町村教育委員会による取組の促進を目指すもの

(3) 計画期間

令和5年度から令和8年度まで（4年間）

(4) 成果指標・目標値

都教育委員会は、これまで「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」（令和2年）に基づき、1か月当たりの時間外在校等時間が45時間を超える教員をゼロとすることを目指し、働き方改革を推進してきました。

一方で、働き方改革の推進に当たっては、教員がその成果を実感できていることも重要です。このため、次のページの表のとおり、①教員の時間外在校等時間のほか、②業務への負担・支援、③ライフ・ワーク・バランス、④仕事に対するやりがいの4つの切り口から、9つの成果指標及び目標値を設定し、目標の達成を目指して不断の改革の取り組んでいきます。

今後、計画期間内において、これらの成果指標について、毎年度、都立学校においては達成状況を把握・公表することにより、各施策の効果検証や改善・充実等に活用します。

なお、区市町村立学校の教員に関しては、服務監督権者である区市町村立教育委員会が、必要に応じて働き方改革に関する成果指標及び目標値を設定していますが、本実行プログラムが、区市町村教育委員会による取組の促進を目指すものでもあることを踏まえ、「時間外在校等時間」等について、区市町村立学校の状況を把握するとともに、区市町村教育委員会による取組を積極的に支援していきます。

【成果指標・目標値】

	成果指標	現状	目標 (令和8年度)
①時間外在校等時間	i 時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員（副校長含む）の割合（※1）	小：38.2% 中：49.9% ^(※2) 高：35.6% 特：25.5%	0% (※3)
②業務への負担・支援	ii 教職員のストレスチェック「仕事のコントロール」の健康リスクの値	105	100以下
	iii 教職員のストレスチェック「職場の支援」の健康リスクの値	100	100以下
③ライフ・ワーク・バランス	iv 仕事と仕事以外の生活とのバランスについての満足度（満足している教員の割合）	(33.2%) 参考値（※4）	80%以上
	v 教員（管理職等含む）の1年当たり年次有給休暇取得日数	16.4日 (※5)	20日
	vi 男性教員（管理職等含む）の育児休業取得率（※1）	45.5% (※5)	50%以上 (※6)
④仕事に対するやりがい	vii 授業準備の時間が取れていると感じている教員の割合	(12.3%) 参考値（※4）	80%以上
	viii 児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が取れていると感じている教員の割合	(18.6%) 参考値（※4）	80%以上
	ix 教員としての仕事そのものについての満足度（満足している教員の割合）	(58.4%) 参考値（※4）	80%以上

※1 区市町村立学校の教員を含む。 ※2 令和5年10月における時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教諭等の割合 ※3 令和9年度までの目標
 ※4 都立学校教員勤務実態調査（令和4年度）に基づく参考値（iv及びixについては、「全く満足していない」状態を1点、「非常に満足している」状態を10点とした問いに対し、6～10点を回答した教員の割合。vii及びviiiについては、「授業準備の時間が十分にとれない」「児童・生徒の悩みや相談に対応する時間が十分にとれない」というそれぞれの問いに対し、「とてもそう思う」「まあそう思う」「そう思わない」の3つの選択肢の中から「そう思わない」と回答した教員の割合
 ※5 令和4年度の実績（年次有給休暇は平均取得日数）。なお、育児休業取得率については、「令和4年度中に新たに育児休業を取得可能となった者に対する、令和4年度中に新たに育児休業を取得した者（令和4年度以前に取得可能となった者も含む）」の割合 ※6 令和7年度までの目標

【参考】ストレスチェック・健康リスクとは

「ストレスチェック」とは、ストレスに関する質問票に労働者が記入し、それを集計・分析することで、労働者のストレス状態を調べる検査。労働安全衛生法において、労働者が50人以上いる事業所で実施が義務付けられている。都立学校では全校で実施。
 「健康リスク」は、全国平均（全国2.5万人の労働者の調査データから算出された基準値）を100として表す。値は低い方がよい傾向を示す。

(5) 取組の方向性

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、学校・教員の役割が肥大化する中、学校・教員が担うべき業務を精査した上で、民間事業者や地域等との役割分担、外部人材の活用、DXの推進等を進めることにより、業務の負担軽減や効率化等を一層図っていく必要があります。

また、教員が意欲をもって安心して働き続けられるようにするためには、その働きに見合った処遇の実現や、相談しやすい職場づくりなど、働く環境の改善も重要です。

さらに、教員一人一人が意識を改め、管理職を中心に職場の古い慣習等を打破し、新しい時代にマッチした職場風土を作っていくことや、保護者や地域社会の方々の理解・協力も必要です。

教員の長時間勤務には、様々な要因が絡んでいることから、学校における働き方改革に特効薬はなく、何か一つの取組で解決するものではないことから、多角的かつ継続的に、取り組んでいくことが重要です。

このため、本実行プログラムでは、取組の方向性として以下の5つの柱を掲げ、学校における働き方改革の推進に向けた総合的な対策を講じていくこととします。

都教育委員会は、自ら改革に取り組むとともに、各区市町村教育委員会や各学校、そして教員一人一人が、それぞれの立場で自分事として主体的に改革を進められるよう、支援や働きかけに取り組んでいきます。

5つの柱

- I 学校・教員が担うべき業務の精査
- II 役割分担の見直しと外部人材の活用
- III 負担軽減・業務の効率化
- IV 働く環境の改善
- V 意識改革・風土改革

働き方改革の全体像

- 外部人材の配置拡充
- 部活動改革の推進
- TEPRO・民間事業者等との連携

業務を
スリム化

I 学校・教員が担うべき 業務の精査

- 教職員の意識改革
- 各学校等の自律的な取組の促進
- 保護者・地域等との認識の共有

II 役割分担の見直しと 外部人材の活用

他者と
連携・協働

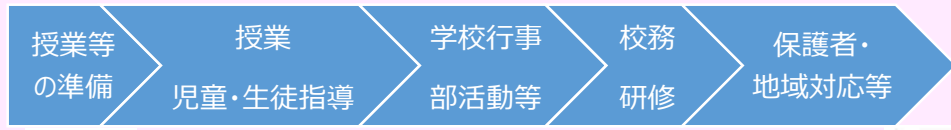


各学校
(管理職・各教員)



V 意識改革・風土改革

マインドセット
を変革



都教育委員会

区市町村教育委員会



各々が連携して主体的に改革を推進

仕事を楽に

III 負担軽減・ 業務の効率化

- 人員体制の強化
- 指導業務の改善
- 事務の見直し・縮減、校務の改善
- DXの推進

IV 働く環境の改善

職場の魅力
をアップ

- 処遇の改善の検討
- 教員が働きやすい職場づくり
- 教員の成長を支える仕組みづくり

長時間勤務の改善

子供たちと向き合う時間等の確保

ライフ・ワーク・バランスの推進

教員の心身の健康の保持

教職への誇り・やりがいの確保

教育の質の維持・向上

次代を担う子供たちの豊かな学びと健やかな成長を実現

働き方改革の道のり

これまで（H29年度～）

現状（R5年度）

目指す姿

方針等

H30.2「学校における働き方改革推進プラン」
R2「都立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」

R5.11「健康的な職場環境を実現するための宣言」
R6.3「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」

精業
査務
の

【学校業務改革推進支援】
・委託調査(R6)実施に向けた調整

○保護者、地域等の理解も得て
学校・教員が担う業務を適正化

役割
外部
人材
の
活用
と

【外部人材の活用（H30実績）】

・副校長補佐（H29～）：117校
・スクール・サポート・スタッフ（H30～）：433人
・部活動指導員（H30～）：596人

【部活動改革】

・「部活動に関する総合的なガイドライン」の策定（R元.7）
→適切な休養日や活動時間を設定

【TEPROの設置（R元.7）】

・人材バンク(R2実績)
個人登録数：4,323人
団体登録数：72団体
活動者数：634人
・法律相談デスク(R2実績)相談件数：88件

【外部人材の活用（R5予算規模）】

・副校長補佐：1,028校
・スクール・サポート・スタッフ：1,971人
・部活動指導員：1,412人
・イニシアチブ・アシスタント（R4～）：100校
・社会の力活用事業（R3～）：950学級

【部活動改革】

・都立高校におけるバドミントン校
：運動部6校12部、文化部1校1部
・都立中学校等における段階的な地域移行
：10校10部
・各区市町村における取組支援

【TEPROによる学校支援（R4実績）】

・人材バンク
個人登録数：7,064人
団体登録数：157団体
活動者数：1,270人
・法律相談デスク 相談件数：151件

○外部人材との連携・協働により
教員の負担を軽減するとともに
子供と向き合う時間を確保

○社会の力も生かして教科指導を
一層充実

○部活動の地域連携
・地域移行を実現

○教員の負担を軽減するとともに
地域の人材の専門性を生かして
部活動指導を一層充実

○TEPRO・民間等との連携により
多角的に学校経営を支援

業務の
効率化
・
負担軽減

【校務負担軽減のための時数軽減】

・従来の教務主任等に加え、負担の大きい
校務を担う教員の時数軽減（R元～）

【小学校教科担任制の推進(R5実施規模)】

・推進校の指定（R3～）：20校

【校務負担軽減のための時数軽減】

・時数軽減の規模を拡大

○高学年への教員を配置し、学級担任
制から教科担任制の仕組みへ転換

○教員の負担を軽減するとともに
教員や時間講師等の専門性を
生かして教科指導を一層充実

これまで（H29年度～）

現状（R5年度）

目指す姿

業務の効率化・負担軽減

【調査等の見直し・縮減】

・教育庁調査ルールを策定（H31.3）

【保護者対応】

・学校問題解決サポートセンター（都教育相談センター）による支援
電話相談件数（H29実績）：654件

【DXの推進】

・区市町村における以下のシステム導入を支援（H30～R2）
統合型校務支援システム、学校徴収金システム
出退勤管理システム

【調査等の見直し・縮減】

・調査の見直し・縮減の視点を再整理

【保護者対応】

・電話相談件数（R4実績）：927件
・「学校問題解決のための手引き」の改訂（R4.3）

【DXの推進】

・都立学校に以下のシステムを導入
統合型校務支援システム（R4.4～）
定期考査採点・分析システム（R4.2～）
庶務事務システム（R4.9～）

○子供と向き合うための時間を確保するなど、教員が教員としての職務に注力できる環境を確保

○TOKYOスマート・スクール・プロジェクトを推進し「学び方」、「教え方」、「働き方」を一体的に改革

働く環境の改善

【教員のメンタルヘルスサポート】

・啓発冊子配布・講師派遣
・メンタルヘルス相談事業（対面、電話、メール、訪問相談等）
・職場復帰支援事業

【相談しやすい職場づくり】

・アウトリーチ型相談事業（R4～）
・「先生たちのほっとLINE」開設（R5.12～）

○身近な相談体制を一層充実して安心して働ける職場づくりを実現

風土意識改革

【教員の意識改革】

・都立学校で学校閉庁日を設定（H30～）
・出退勤管理システム導入による在校等時間の客観的把握

【教員の意識改革】

・学校閉庁日の設定状況（5日以上設定する学校の割合（R4））
都立学校：97.2%
区市町村立学校：54.1%

○テレワークや時差勤務など、多様な働き方が浸透

○タイムマネジメント意識が浸透

主な成果指標

<時間外在校等時間月45時間超>

小48%/中56%/高34%/特25%（R元）

小**38%**/中**50%**/高36%/特26%（R5）

全校種0%

<ストレスチェック（仕事のコントロール）> 105（R元）

105（R4）

100以下

<ストレスチェック（職場の支援）> 100（R元）

100（R4）

100以下

<仕事と仕事以外のバランス>

未調査

（33.2% 参考値）（R4）

80%以上

<年休取得日数>

15.4日（R元）

16.4日（R4）

20日

<仕事の満足度>

未調査

（58.4% 参考値）（R4）

80%以上

（注）青字は既に成果指標（目標値）を達成済みのもの、緑字は改善しているもの

第2 具体的な取組の方向性

<実行プログラムの体系>

I 学校・教員が担うべき業務の精査

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

2 部活動改革の推進

3 TEPRO・民間事業者等との連携

III 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

2 指導業務の改善

3 教員が行う事務の見直し・縮減、
校務の改善

4 DXの推進

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

2 教員が働きやすい職場づくり

3 教員の成長を支える仕組みづくり

V 意識改革・風土改革

【注意事項】

各種取組については、現時点での予定であり変更が生じる可能性があります。確定した内容ではありませんので御留意ください。

I 学校・教員が担うべき業務の精査

【課題・背景】

- 我が国の教員は、他の国の教員と比べて広範な業務を担っています。例えば、登下校に関する対応や、学校徴収金の徴収・管理、児童・生徒の休み時間における対応、校内清掃など、他の国の教員が担っていない業務も担っている場合があります、こうしたことが、教員の長時間勤務や負担につながっているとの指摘もあります。
- 平成31年1月の中央教育審議会答申において、「日本型学校教育」の下、学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大する中、「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」が示されました。こうした中、令和5年8月には、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が「学校・教師が担う業務に係る3分類」の徹底を図る必要があることについて、提言を行っています。

平成31年の中央教育審議会答申（※）で示されたいわゆる「学校・教師が担う業務に係る3分類」

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<p>①登下校に関する対応</p> <p>②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応</p> <p>③学校徴収金の徴収・管理</p> <p>④地域ボランティアとの連絡調整</p> <p>〔※ その業務の内容に応じて、地方公共団体や教育委員会、保護者、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。〕</p>	<p>⑤調査・統計等への回答等（事務職員等）</p> <p>⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア等）</p> <p>⑧部活動（部活動指導員等）</p> <p>〔※ 部活動の設置・運営は法令上の義務ではないが、ほとんどの中学・高校で設置。多くの教師が顧問を担わざるを得ない実態。〕</p>	<p>⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等）</p> <p>⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）</p> <p>⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）</p> <p>⑬進路指導（事務職員や外部人材との連携・協力等）</p> <p>⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）</p>

※ 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）

取組の方向性

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう、第三者の視点も活用しながら、学校・教員が担うべき業務を精査

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)学校・教員が担う業務の適正化の推進	<p>学校や教員が必ずしも担う必要のない業務を精査し、地域人材や民間事業者の活用等を含め対応策を検討するなど、学校・教員が担う業務の適正化を推進</p> <p>※「学校業務改革推進支援」 コンサルタントを活用し、学校及び教員が担うべき業務を精査し、改善策の提案・実施、効果検証等、学校の取組を伴走型で支援する実証事業を実施</p>	小中高特	都教育委員会において業務の精査を実施			
			<p>【学校業務改革推進支援】(※)</p> <p>実証事業実施校選定</p>	<p>○コンサルタントによる学校支援</p> <p>事業実施(4校)</p>	<p>コンサルタントからの報告を踏まえ、学校業務について今後の展開を検討</p>	<p>業務改革について、保護者や地域社会の方々に理解・協力の依頼</p>

【中央教育審議会が示した3分類14項目（前ページ）のほか、今後検討の上、精査することが考えられる業務の例】

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
<ul style="list-style-type: none"> ○学校外での児童・生徒の問題行動等への対応 【②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応】 ○奨学金、留学、各種大会・コンクールへの申込み ○模試・検定等の実施（会場運営など） 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部人材の採用等 ○学校施設の維持管理 例) 鍵の解錠 警備、巡回 プール施設管理（水質管理、清掃等） 体育施設等の都民への貸出し・開放 デジタル環境の整備 等 ○学校ホームページによる学校広報・PR ○夏季休業期間中の水泳指導 ○特別支援学校のスクールバス運行管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○教材作成、実験・実習等の準備・片付け、宿題 【⑩授業準備】 ○定期考査の問題作成 【⑪学習評価や成績処理】 ○学校行事の企画・手配 【⑫学校行事の準備・運営】 ○日本語指導が必要な児童・生徒への対応 【⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応】 ○入学希望者等への学校広報・説明会 ○入学者選抜業務 ○保護者対応（早朝・夜間・休日等の電話対応等） ○通知表の作成 ○土曜授業
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">学校以外が担えるかを含め検討</div>		

Ⅱ 役割分担の見直しと外部人材の活用

1 外部人材の配置拡充

【課題・背景】

- 都教育委員会では、副校長を含む教員が、教員としての職務に集中できるようにするため、副校長補佐やスクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタント等の外部人材の活用を図っています。
- 副校長補佐については、行政機関からの調査対応や教職員のサービス管理、来客対応等の業務を実施しており、約1,000校に配置しています。また、スクール・サポート・スタッフについては、全小・中学校に各1名配置できる規模の予算を確保しており、9割超の小・中学校に配置しています。
- 配置校においては、時間外在校等時間の縮減が確認できているほか、教員が教材研究をする時間が増えた等、成果が上がっています。
- 特に、令和4年度から配置を開始したエデュケーション・アシスタントについては、配置校から「児童の学習内容の定着が進んだ」、「教員のストレスチェックの結果が大幅に改善した」といった評価を得るなど、教員の負担軽減と教育の質の向上の両面で効果を発揮しています。
- このように、外部人材配置による効果が確認されている一方で、区市町村や学校によって外部人材の業務内容が必ずしも一様ではないといった声や、質の高い外部人材を安定的に確保することが難しいといった声もあります。
- 都教育委員会では、これまでも区市町村教育委員会に対して「スクール・サポート・スタッフ活用事例集」の配布、必要な研修を行っていただくことの周知、TEPRO Supporter Bankとの連携による人材の確保等に取り組んできました。外部人材の配置拡充に伴い、こうした取組の一層の充実が求められています。

教員とエデュケーション・アシスタントの2人で指導する様子



【外部人材の配置による効果】（再掲）

◆スクール・サポート・スタッフの配置

校種	縮減時間/週
小・中学校	▲4時間6分

(配置前後の同月における教員の在校等時間の比較)

◆副校長補佐の配置（学校マネジメント強化事業）

校種	縮減時間/週	校種	縮減時間/週
小学校	▲1時間29分	高等学校	▲2時間7分
中学校	▲2時間2分	特別支援学校	▲2時間37分

(配置前後の同月における副校長の在校等時間の比較)

外部人材の配置により在校等時間が縮減

◆エデュケーション・アシスタントの配置

校種	縮減時間/月
小学校	▲7時間12分

(配置前後の同月における配置学年の教員の在校等時間の比較)

取組の方向性

教員の業務負担の軽減を図り、時間外在校等時間の縮減等に効果的な副校長補佐、スクール・サポート・スタッフ等の配置を拡充するなど、外部人材の活用を一層推進

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)副校長補佐	副校長を補佐する外部人材の活用（学校マネジメント強化事業）を拡充	小中高特	【実施規模】 1,028校 (予算規模)	【実施規模】 1,353校 (予算規模)	効果検証の上、今後の展開を検討 人材確保策、質の向上等について検討、実施	
(2)スクール・サポート・スタッフ	教材作成等の業務を担う外部人材（スクール・サポート・スタッフ）の活用を拡充	小中	【実施規模】 1,971人 (予算規模)	【実施規模】 2,175人 (予算規模)		
(3)エデュケーション・アシスタント	副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材（エデュケーション・アシスタント）の活用を拡充	小	【実施規模】 100校 (予算規模)	【実施規模】 1,268校 (予算規模)		
(4)社会の力活用事業	外国語活動、体育等の授業に専門性の高い外部人材を活用する社会の力活用事業を一層推進	小	【実施規模】 950学級 (予算規模)	【実施規模】 1,200学級 (予算規模)		

【社会の力活用事業（令和3年度～）】

都教育委員会では、教育の質の向上と教員の負担軽減を目的として、小学校において、教員免許を持たない専門性の高い外部人材を特別非常勤専門講師として任用、配置することを支援しています。

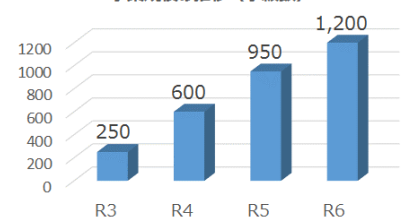
＜活用事例＞

- ・客室乗務員や通訳、英会話講師等として働く外部人材による外国語活動の授業
- ・元オリンピック選手や全国大会で実績のある外部人材による体育の授業

元オリンピック選手が体育の授業を行う様子



事業規模の推移（学級数）

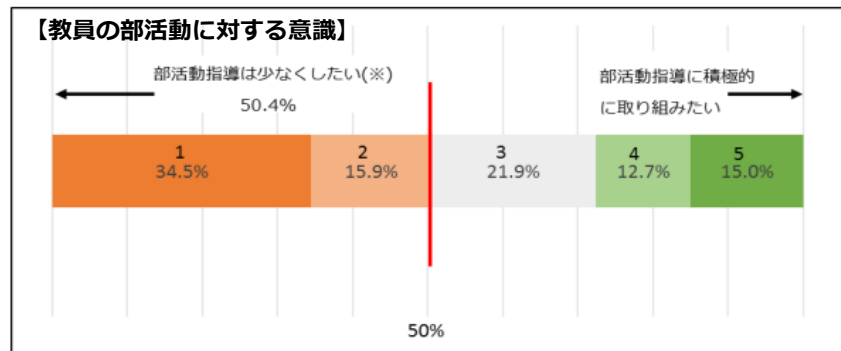


取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(5)都立学校用務専門員の活用促進	都立学校用務専門員の活用を一層推進し、学校の施錠業務等に活用	高特	【実施規模】 5校 (予算規模)	規模拡充 【実施規模】 50校 (予算規模)	順次規模拡充	
(6)スクールバス安全運行支援員の活用促進	都立特別支援学校において、スクールバスの運行管理等に係る教員の負担軽減を図るため、運送事業者や保護者等との調整業務を担う人材（スクールバス安全運行支援員）の活用を一層推進	特	【実施規模】 20名 (配置実績)	規模拡充 【実施規模】 32名 (年度当初配置見込)	効果検証の上、今後の展開を検討	
(7)部活動指導員の活用			< II - 2 (1) 「部活動指導員の活用」 参照 >			
(8)デジタルサポーターの配置			< III - 4 (4) 「デジタルサポーターの配置、ICTリーダーの時数軽減」 参照 >			

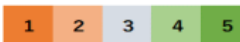
2 部活動改革の推進

【課題・背景】

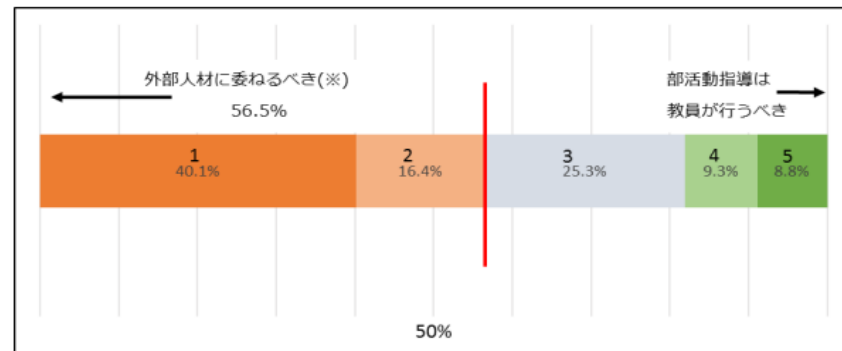
- 部活動は、スポーツや文化、科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、顧問をはじめとした関係者の指導の下、学校教育の一環として行われており、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するなど教育的意義があります。
- 都教育委員会はこれまでも、「部活動に関する総合的なガイドライン」に基づき、適切な休養日や活動時間の設定、部活動指導員の配置を進めるなど、教員の負担軽減を図りながら部活動の充実に努めてきました。
- こうした中、令和4年12月、スポーツ庁及び文化庁が、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方や、新たな地域クラブ活動を整備するための必要な対応を示しました。
- 都教育委員会でも、令和5年3月に「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定し、各地区の実態に合った地域連携・地域移行の実現に向けて、取り組んでいます。
- また、都教育委員会が昨年度実施した都立学校教員勤務実態調査では、在校等時間の長い教員ほど、部活動に要する時間が長いことや、半数以上の教員が「部活動指導を少なくしたい」、「部活動指導は外部人材に委ねるべき」との意識をもっていることが分かりました。



学習指導の準備等の時間を確保するために、部活動指導は少なくしたい



生徒理解を深める等のために、部活動指導に積極的に取り組みたい



部活動指導は外部人材に委ねるべき



部活動指導は教員が行うべき

※都教育委員会「令和4年度 都立学校教員勤務実態調査」(令和5年7月)より

取組の方向性

生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ場として部活動の機会を確保するため、部活動指導員の配置や地域連携・地域移行を推進

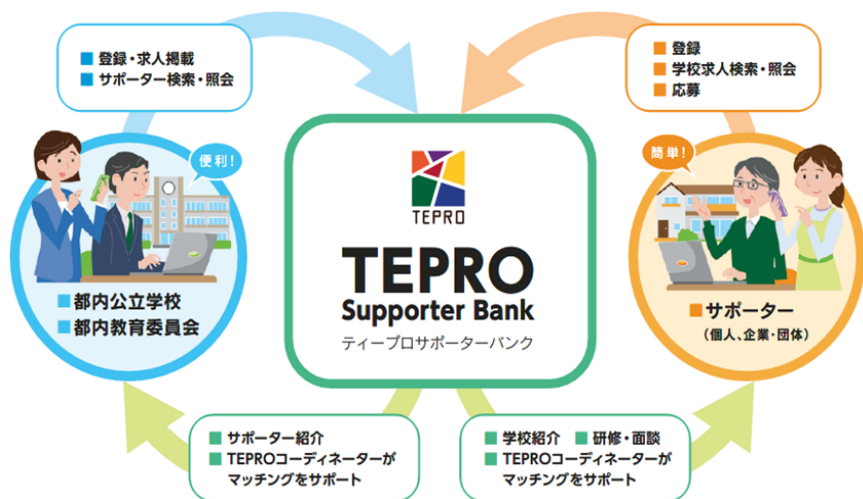
取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1)部活動指導員の活用	部活動指導に伴う負担軽減と部活動指導の充実を図るため、部活動指導員の活用を拡充	中高特	【実施規模】 1,412人 (予算規模)	【実施規模】 1,796人 (予算規模)	効果検証の上、今後の展開を検討		
(2)休日の部活動の地域連携・地域移行の推進	都立学校において休日の部活動運営を外部に委託するとともに、区市町村への支援を行うなど、休日における部活動の地域連携・地域移行を一層推進	中高	<p style="text-align: center;">改革推進期間</p> <p>令和7年度末までに都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・地域移行の取組を推進</p> <p>【都立中学校等における部活動の段階的な地域移行】 休日の部活動の地域移行に当たり、東京都教育支援機構（TEPRO）が統括コーディネーターの業務を担い、教員の負担を軽減</p> <p>【実施規模】 10校10部</p> <p>【実施規模】 10校70部程度 (予算規模)</p> <p>令和6年度の状況を踏まえ規模検討</p> <p>【都立高校における部活動改革パイロット校】 休日を中心に部活動の運営主体を民間事業者等に委託して学校管理外で実施</p> <p>【実施規模】 運動部：6校12部 文化部：1校1部</p> <p>令和6年度の状況を踏まえ規模検討</p> <p>令和5年度に、吹奏楽部の地域クラブ活動への移行を試行実施し、文化部活動についても体制整備の在り方についての検証を実施</p> <p>【部活動の地域連携等に向けた支援】 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催費補助など、地域の運営団体等と連携して取り組めるよう、区市町村の主体的な取組を支援</p> <p>【実施規模】 612校 ※都内公立中学校及び中等教育学校数</p> <p>【実施規模】 611校 ※都内公立中学校及び中等教育学校数</p> <p>令和6年度の状況を踏まえ規模検討</p> <p>【部活動の地域連携等に向けた実証事業】 国事業を活用し、休日の部活動等の実証研究を行い、生徒が地域でスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境の構築と働き方改革を考慮した部活動改革を推進</p> <p>【実施規模】 6地区</p> <p>【実施規模】 9地区程度 (予算規模)</p> <p>令和6年度の状況を踏まえ規模検討</p> <p>【平日の部活動の在り方】 平日における環境整備について、地域の実情に応じた休日における取組の進捗状況等を検証の上、検討</p>				進捗状況を検証し更に改革を推進

3 TEPRO・民間事業者等との連携

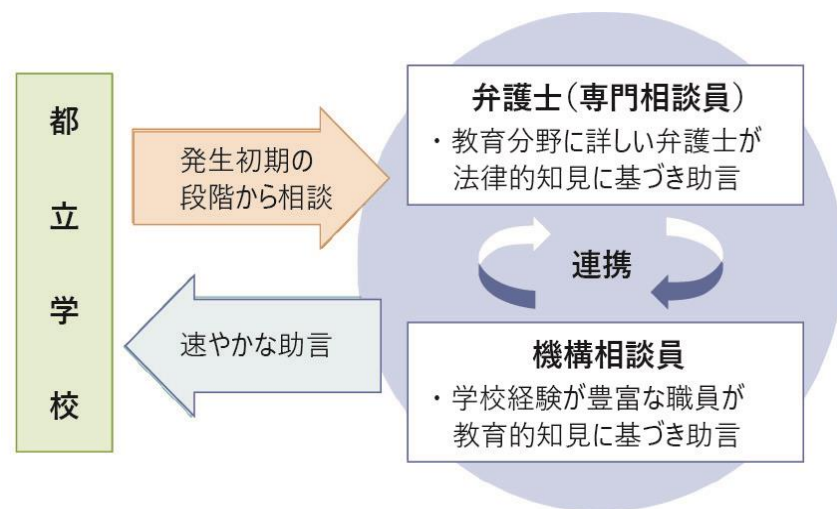
【課題・背景】

- 働き方改革を推進するためには、学校が外部機関等と連携を図ることも有効です。
都教育委員会は、令和元年7月、都内公立学校を多角的に支援する全国初の団体として、公益財団法人東京都教育支援機構（TEPRO）を設立しました。TEPROでは、人材バンクを設け、学校に外部人材を紹介しているほか、学校からの法律相談等を行っており、学校における働き方改革の推進に欠かせない重要な役割を果たしています。
- 都立高校においては、令和5年度から、進学指導推進校において、塾や予備校等の民間事業者を活用した学力向上支援を実施しています。また、区市町村によっては、プール清掃等の外部委託やシルバー人材センターとの連携による登下校の見守りを実施する学校もあるなど、外部機関等との連携が進んでいます。

人材バンク「TEPRO Supporter Bank」



TEPRO学校法律相談デスク



取組の方向性

教員が教員としての職務に専念し、子供たちと向き合う時間を十分に確保することにより、質の高い教育を実践できるよう、TEPROや民間事業者等と連携した負担軽減を一層推進

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)人材バンク、法律相談や就学支援金等事務支援業務等、TEPROと一層連携した学校支援の在り方を検討	人材バンクの戦略的な広報の展開やシステム改修による利便性向上等により外部人材の活用をさらに促進するとともに、法律相談業務や就学支援金等事務支援業務などTEPROと一層連携した学校支援の在り方を検討	小中高特	TEPROと連携し、新たな教育課題への対応や学校支援の在り方を検討			
			【人材バンク】	広報強化（戦略的広報の展開）による登録・活用の推進		
			人材バンクシステムの改修・運用			
			【学校法律相談】	法律相談体制の在り方を検討		
			【高等学校就学支援金等の申請受付業務支援】※ 都立高校対象			
			【実施規模】 96校	規模拡充 【実施規模】 191校 ※ 高校全校		
(2)学校・教員が担う業務の適正化の推進【再掲】	< 「学校・教員が担うべき業務の精査」 参照 >					

【TEPRO Supporter Bankの実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
個人登録数	4,323人	5,676人	7,064人
団体登録数	72団体	115団体	157団体
活動者数	634人	1,001人	1,270人
学校満足度	94.0%	92.7%	94.5%

【TEPRO学校法律相談デスクの実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数	88件	91件	151件
学校満足度	86.4%	88.9%	93.6%

Ⅲ 負担軽減・業務の効率化

1 人員体制の強化

【課題・背景】

- 都教育委員会では、令和3年度から、小学校高学年における教科担任制の推進校を指定しており、令和5年度からは実施規模を拡大しています。推進校においては、高学年へ教員を加配し、各教員が教科を分担して授業を行っており、教科が絞られることで特定の教科の教材研究に専念できることによる授業準備の負担軽減や授業の質の向上といった効果を確認しています。
- こうした中、令和5年6月、国の経済財政運営と改革の基本方針2023（以下「骨太の方針2023」という。）において、小学校高学年の教科担任制の強化を速やかに進め、学校の指導體制の効果的な強化・充実を図る方針が示されました。
- また、都教育委員会では、従来の教務主任や生活指導主任等に加え、研究主任や学年主任、ICTリーダー等、負担の大きい校務を担う教員の授業時数を軽減するための時間講師の配置を行っています。これにより、対象教員の在校等時間の軽減が図られるとともに、当該教員が他の教員をサポートできるようになることなどから、学校全体での一人当たりの在校等時間が減少しています。

取組の方向性

教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、小学校教科担任制や校務負担軽減のための時数軽減、外部人材の活用等を拡充し、人員体制を強化

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)小学校教科担任制の推進	教員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、加配措置による小学校高学年における教科担任制を一層推進	小	【実施規模】 20校	規模拡充 【実施規模】 90校程度 (予算規模)	規模拡充 12学級以上の全校へ導入 (令和10年度導入完了予定)	
(2)校務負担軽減のための時数軽減	効果的・効率的な学校運営体制の整備を図るため、負担の大きい校務を担う教員の授業時数の軽減を一層推進	小中高特	【実施規模】 1,506校 (予算規模)	規模拡充 【実施規模】 2,140校 (予算規模)	効果検証の上、今後の展開を検討	
(3)外部人材の配置拡充	< Ⅱ - 1 「外部人材の配置拡充」参照 >					

【小学校教科担任制の効果】

- ・一人一人の教員の担当教科が絞られることで、教材研究の深まりや同じ授業の複数回実施により**授業の質が向上**
- ・複数の教員が各学級に関わるため、**児童への関わりや支援が充実**
- ・授業準備の時間短縮や不安・悩みを一人で抱え込まずチームで対応しやすくなるなど、教員一人一人の**負担が軽減**

【校務負担軽減のための時数軽減による効果】

- ・学校全体で教員一人当たりの在校等時間が**月6時間以上減少**
- ・子供と向き合う時間の増加、授業準備時間確保による**授業の質向上**、**打合せ時間確保による教員間の連携強化** など

2 指導業務の改善

【課題・背景】

- 質の高い授業を行うためには、授業準備を十分に行う必要がありますが、効果的・効率的に準備を行うことも求められます。教員が児童・生徒と十分に向き合い指導を充実できるよう、業務を改善することが大切です。
- また、令和5年8月には、中央教育審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が、標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している学校について、見直すことを前提に点検を行う必要があることや学校行事の精選・重点化を図る必要があることなどを提言し、令和5年9月には、文部科学省が、その提言を踏まえた取組の徹底について通知しています。

取組の方向性

児童・生徒に対する指導の充実に向け、教育課程や日頃の業務を効果的に実施できるよう取組を推進

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等	若手教員等の授業準備等に要する負担軽減を図るため、授業等で活用する教材等の共有や、指導教諭等の授業動画の配信の一層の推進等について検討	小中高特	東京教師道場の学習指導案や教育研究員研究報告書等を教職員研修センターのホームページに掲載			
			学習指導案や教材の更なるデータベース化及び共有化について検討			
			指導教諭の授業動画(10本程度)を配信	配信動画の更なる充実を検討		

【指導教諭の授業動画配信について】

○配信動画（令和6年3月時点）



指導教諭による授業動画

教科	科目	高校	学年
国語	国語探究	八王子東	2年
	言語文化	総合芸術	1年
数学	数学I	国立	1年
	数学Ⅲ	江北	3年
英語	英語コミュニケーションⅠ	江北	1年
	コミュニケーション英語Ⅲ	三田	3年

教科	科目	高校	学年
理科	化学	武蔵	3年
	物理基礎	久留米西	2年
地理歴史	地理総合	墨田川	1年
	歴史総合	国際	1年
公民	公共	西	1年
情報	情報Ⅰ	三鷹中等教育	4年
芸術	音楽	駒場	1年

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2)授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導・助言の徹底	標準授業時数を大幅に上回って教育課程を編成している都立学校に対し、教育課程編成に係る指導を徹底	小中特	授業時数見直し・学校行事の精選に関する通知発出(文部科学省) 行事の精選について理解啓発(チラシ配布等)	標準授業時数を多く上回って教育課程を編成している都立小・中・特別支援学校に対し、教育課程編成に係る指導を徹底		
	区市町村教育委員会に対し、教育課程編成に係る文部科学省の通知の趣旨等を周知	小中		○区市町村教育委員会に対し、文部科学省通知の趣旨等を周知 ○学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、区市町村教育委員会とも連携し、指導・助言		
	学校行事について、廃止・統合や規模の縮小、時間の短縮等について、学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、区市町村教育委員会とも連携し、指導・助言	小中高特		○区市町村教育委員会に対し、文部科学省通知の趣旨等を周知 ○学校における教育課程編成の改善が適切に行われるよう、区市町村教育委員会とも連携し、指導・助言		
(3)学校・教員が担う業務の適正化の推進【再掲】	< 「学校・教員が担うべき業務の精査」 参照 >					
(4)教員が必要な情報を簡単に見つけることができるシステムの運用	教育委員会がHP等に掲載している教材や授業の実践例、相談先等の情報について、教員が簡単に見つけることができるよう、教員お助けページ「先生たちの困ったに答えます」を開設・運用	小中高特	東京都教職員研修センターの「マイ・キャリア・ノート」内に「『先生たちの困ったに答えます』（教員お助けページ）」を運用（令和5年9月開設）			

3 教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

【課題・背景】

- 都教育委員会では、平成31年に教育庁調査ルールを策定し、調査の縮減に取り組んできましたが、都教育委員会が令和4年度に実施した都立学校教員勤務実態調査では、調査への回答等の事務について負担感を感じている教員は約8割にのぼっています。
- また、同調査では、副校長はもとより、主幹教諭等についても校務分掌等の学校経営に関わる業務に多くの時間を要しており、その負担軽減・業務の効率化が求められます。
- さらに、保護者等からの要望など、学校のみでは解決が困難な事案等への対応についても、学校運営上の課題となっています。都教育委員会では、学校問題解決サポートセンター（都教育相談センター）を設置し、学校問題の未然防止及び初期対応能力向上に向けた講演会の開催等、各区市町村教育委員会や学校への支援を行ってきましたが、学校を取り巻く状況が複雑・高度化する中、更なる支援の充実が求められています。

取組の方向性

教員が授業や授業準備等、教員としての職務に専念し、質の高い教育を実践できるよう、調査・事務の縮減や校務の改善・効率化を図るとともに、副校長等の業務の役割分担の見直しや保護者等への対応の在り方等について検討

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)調査等の見直し・縮減	都教育委員会から学校に対する調査等の発出状況等について、現状を把握の上、調査等に係るルール・実施方法を改めて検討するとともに、都庁内各局や関係団体等に対しても学校への調査等に当たっての留意事項を示し協力を依頼するなど、調査等の見直し・縮減を推進	小中 高特	再 視 見 整 点 直 理 の し の	視 点 に 基 づ き 縮 減	不 断 の 見 直 し (ICTも活用した縮減の検討・ 実施等)	都 庁 内 各 局、 関 係 団 体 等 に 協 力 依 頼

都教育委員会における調査の見直し・縮減の視点

【調査そのものを廃止】

既存のシステムから必要なデータを引用することなどにより調査を廃止

【調査件数の削減】

調査の統合や実施回数の見直し、教育管理職等を介さず、個人から直接回答を得るなどして調査件数を削減

【回答者の見直しやシステム等を活用した負担軽減等】

回答者の見直しによる負担軽減や既存のシステムから必要なデータを一部引用することで調査項目を削減し学校の負担を軽減

令和6年度に実施する都立学校を対象とした調査について約20%の調査を見直し
(廃止・件数の削減)

(令和4年度調査統計システム登録調査比)

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2)副校長・分掌主任等が担う業務の点検・見直しの検討	副校長や分掌主任等が担う業務の点検を行うとともに、校内での役割分担等の適正化・業務の効率化を推進	小中高特	【学校業務改革推進支援】 コンサルタントを活用し、業務の点検や業務フローの改善等を実施 ※ 1「学校・教員が担うべき業務の精査」における「学校業務改革推進支援」参照		区市町村教育委員会や学校に事例等を共有	
(3)事務職員の負担軽減	事務職員について、事務負担の軽減を図るとともに、学校組織における唯一の総務・財務等に通ずる専門職として、校務運営に一層参画できるよう検討 各種手当の認定や年末調整事務等の庶務関係事務の集約化や業務のペーパーレス化等について検討	小中高特	【学事事務支援員による学校事務支援】※ 都立学校対象 新規配置 学校経営支援センターに、学校事務をサポートする支援員を3名配置 ※ 各校からの電話やメールによる相談への対応や、年度末に行われる決算業務への支援を実施		効果検証の上、今後の展開を検討	
			【実施規模】 96校		規模拡充【実施規模】 191校 ※ 高校全校	
			【高等学校就学支援金等の申請受付業務支援】〈再掲〉※ 都立高校対象 TEPROに委託することで、学校の負担を軽減			
			【区市町村立学校配置行政系職員向け情報掲示板「都コム」の運用】 区市町村立学校に配置されている都行政系職員が直接閲覧可能な教育庁掲示板「都コム」を運用（令和6年2月運用開始） （これまでは、区市町村教育委員会経由で情報共有）			
			【事務や会議のペーパーレス化等】 コンサルタントを活用（学校業務改革推進支援）するなどして、学校現場において可能な、会議におけるペーパーレス化等を随時検討			

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
<p>(4)保護者等への対応の見直し</p>	<p>保護者等への対応について、学校に対する支援の充実や保護者等の理解・協力の促進等について検討</p>	<p>小中高特</p>	<p>【学校に対する支援の充実】</p> <p>学校問題解決サポートセンター（東京都教育相談センター）による支援</p> <p>法律相談デスク（TEPRO）による都立学校への支援</p> <p>いじめ対応サポーターの配置・活用</p> <p>区市町村教育委員会や学校に対する支援の在り方について検討</p>	<p>【保護者等への対応の効率化】※高特対象</p> <p>児童・生徒の欠席や保護者へのお便り配信の電子化に向け、システムを段階的に導入</p> <p>【保護者等の理解・協力の推進】</p>	<p>全校導入</p>	<p>保護者や地域社会の方々に、学校現場の状況を認識してもらい、働き方改革への理解、協力が得られるようお願いを継続</p>
			<p>依頼チラシ配布(9月)</p> <p>保護者、地域の皆さまへ働き方改革の理解・協力を</p>	<p>実行プログラム策定に合わせ、働き方改革への理解・協力をお願い</p>	<p>保護者や地域社会の方々に、学校現場の状況を認識してもらい、働き方改革への理解、協力が得られるようお願いを継続</p>	

4 DXの推進

【課題・背景】

- 都教育委員会では、都立学校において「TOKYOスマート・スクール・プロジェクト」を推進し、「学び方改革」による端末や通信環境の整備、「教え方改革」によるデジタル利活用の推進に加え、「働き方改革」の観点から、各種システムの導入などを進めてきました。
- 各都立学校においては、学習評価や成績処理について、ほぼ全ての学校でデジタルを活用した取組を実施しているほか、授業準備へのICTの活用や、学校と保護者等間における連絡手段のデジタル化について取り組んでいます。更なる負担軽減や効率化に向け、取組の一層の推進が必要です。
- また、都教育委員会は、令和5年9月に都立学校9校を生成AI研究校として指定し、教職員の校務における効果的な活用法を含め、パイロット的な取組を始めています。

取組の方向性

教員の業務の軽減や効率化に向け、新たな技術の活用を含め、各学校においてDXを一層推進

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)Teams等の活用による資料共有や配布物の電子配信	Teams等を活用し、教員間の資料共有や児童・生徒への配布物の電子配信を推進	高特	Teams等クラウドシステムを活用し、教員間の資料共有や生徒への配布物の電子配信を推進			
(2)統合型校務支援システムと定期考査採点・分析システムの連携	統合型校務支援システムと定期考査採点・分析システムとの連携等により、成績処理等の作業効率を向上	高	統合型校務支援システムと定期考査・採点分析システムとの連携			
(3)保護者コミュニケーションシステムの段階的導入	システム未導入校に対して、保護者コミュニケーションシステムを段階的に導入し、児童・生徒の欠席や保護者へのお便り配信の電子化を推進	高特	システムを段階的に導入		全校導入	

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(4)デジタルサポーターの配置、ICTリーダーの時数軽減	デジタルサポーター（ICT支援員）や入力支援員の配置、ICTリーダーとなっている教員の時数軽減の推進等、学校のデジタル化を支える人員体制を充実	高特		デジタルサポーターの会計年度任用職員化 (令和7年度全校完了予定)	入力業務が多い時期に入力支援員を配置	ICTリーダーとなっている教員の時数軽減を継続実施
(5)奨学金支援に係るシステムの再構築	事務職員による奨学金支援に係る事務の効率化・負担軽減を図るため、奨学金支援に関するシステムを再構築し、ペーパーレス化等を推進	高	【都立学校授業料等徴収システムの運用】			
				各種奨学金の電子申請等開始 ※ 授業料等の減免を除く	マイナポータルとの連携等本格稼働	
(6)給与明細等の更なるペーパーレス化	教職員人事給与システムの再構築を見据えた給与明細等に係るペーパーレス化の更なる推進	小中高特	給与等の明細電子化率向上(令和10年度末80%を目標)に向けて取組を実施 ※明細電子化には教職員の承諾が必要			
(7)保護者が学校に提出する書類の電子化の検討	保護者が学校に提出する書類の電子化について検討	高特	段階的に電子化を実施			
(8)生成AIの校務への活用	校務上必要な文書の作成などにAIを活用し、教員の業務負担の軽減を図ることを検討	高特	【生成AI研究校での調査・研究実施】			
			研究校：9校	研究校：20校	効果検証の上、今後の展開を検討	
			生成AI研究校での研究成果を都立学校に展開			
(9)島しょDXの推進	島しょの小・中学校において、統合型校務支援システムを開発・運用	小中	システム構築	システム運用		

IV 働く環境の改善

1 処遇改善の検討

【課題・背景】

- 令和5年6月、骨太の方針2023において、「職務の負荷に応じたメリハリのある給与体系の改善を行うなど、給特法（※）等の法制的な枠組みを含め、具体的な制度設計の検討を進め、教師の処遇を抜本的に見直す」ことが示され、現在、中央教育審議会において、議論が進められています。
- 8月には、同審議会の「質の高い教師の確保特別部会」が、「給特法等の法制的な枠組みを含めた具体的な制度設計は、今後、議論を深めていくことを前提としつつ、職務の負荷や職責を踏まえ、先行して、主任手当や管理職手当の額を速やかに改善を図る必要がある」との提言を行いました。

※ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）

取組の方向性

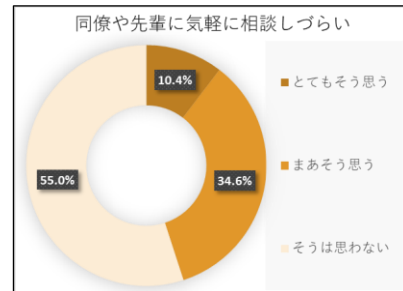
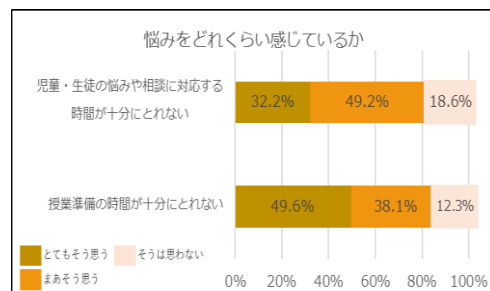
教員が安心してかつ意欲的に働き続けられるよう、国の検討状況を踏まえ、教員の処遇改善策を検討

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 処遇改善の検討	管理職手当や主任手当の支給額の見直し、新たな手当の創設や教職調整額の見直し等に関する国の検討状況を踏まえ、対応を検討	小中高特	【国】 骨太方針2023において、処遇の抜本的見直しについて明記 中央教育審議会「質の高い教師の確保部会」で教師の処遇改善の在り方を検討	令和6年度中に給特法改正案の国会提出を検討		
			【都】 国の検討状況や法改正を踏まえ、対応を検討			

2 教員が働きやすい職場づくり

【課題・背景】

- 東京都公立学校教員の普通退職者数は近年増加しており、新規採用教員の離職率は約4%となっています。また、毎年1%程度の教職員が精神疾患により休職している状況にあります。長時間勤務の影響等により心身の不調をきたす教職員もみられます。教員同士のコミュニケーションを円滑化し、相談しやすい職場環境を整備することや、メンタルヘルス対策の充実が求められています。
- 都教育委員会が令和4年度に実施した都立学校教員勤務実態調査では、4割を超える教員が同僚や先輩に気軽に相談しづらいと答えています。
- こうした中、都教育委員会では、令和4年度から臨床心理士等が都内公立学校を訪問し、教職員と個別面談を行うアウトリーチ型相談事業を開始するとともに、令和5年12月にSNSによる教職員相談窓口「先生たちのほっとLINE」を開設するなど、メンタルヘルス不調に至る前の段階での支援に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大を機に、民間企業等においては、テレワークや時差勤務等、新たな働き方が浸透しています。また、こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）において、政府は、地方公務員のうち一般行政部門以外（教育、警察、消防等）の業務に従事する男性職員の育児休業取得率について、令和7年度までに50%とする目標を掲げました。



※都教育委員会「令和4年度 都立学校教員勤務実態調査」（令和5年7月）より

【令和5年度教職員アウトリーチ型相談の実績】

- 対象 希望する区市町村立小中学校の全教職員
小学校の全新規採用教員及び病休復職者
- 相談実績
 - ・集計期間 令和5年4月1日から令和5年12月31日まで
 - ・面談件数 約12,000件
- 相談員との面談後のアンケート結果
 - ◆約9割の教職員が良かったと回答
 - ◆事業の良かった点
 - ・「窓口に行く必要がない」（73%）
 - ・「全員対象である」（48%）
 - ・「プライベートの時間を使わず相談可能」（40%）

【教職員相談窓口「先生たちのほっとLINE」】

先生たちのほっとLINE

東京都教育委員会は、LINEによる相談窓口を開設します。心理士等があなたの悩みに寄り添います。

相談はこちから

開設期間	令和5年12月1日(金)から 令和6年3月30日(土)まで
受付時間	月曜日～土曜日までの午後3時から午後9時まで ※上記以外の時間は、相談を受け付けていません ※了業種は他の相談は翌日以降の取扱いになる場合があります
相談内容	職場の人間関係や日頃の業務上の悩み

QRコード掲載

東京都教育委員会

職場のこと

- 先輩がとても忙しそうで相談しづらいな
- 上司と意見が合わないがどうしよう
- 他の先生が仕事をしているなか早く帰りたい

住居のこと

- 頑張って取り組んだことなので評価してほしい
- 初めての保護者会に向けて緊張している
- 今日の仕事はあまり上手くいかなかった

このような日ごろの悩みや不安をご相談ください！
相談内容に応じて、他の適切な相談窓口をご案内する場合があります。

リサイクル通信

取組の方向性

教員同士のコミュニケーションの円滑化や相談しやすい職場環境の整備など、教員が安心して働ける環境づくりを推進

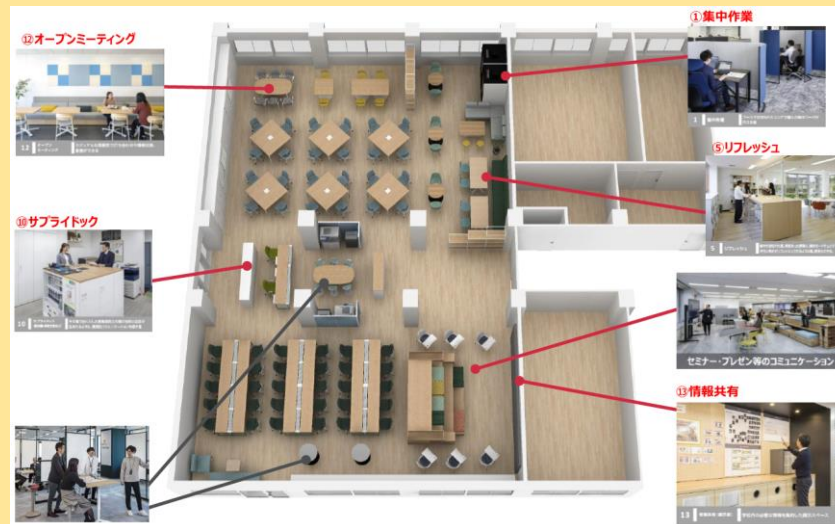
取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)職員室の環境改善	教員同士のコミュニケーションの円滑化や効率的な学校運営を可能とするとともに、学校現場の魅力向上を図るため、都立学校において、職員室の環境改善を一層推進	高特	新規実施 【実施規模】 4校	規模拡充 【実施規模】 5校 ※1校当たりの整備費増	効果検証の上、今後の展開を検討	

【職員室の環境改善例】

机やキャビネットの更新を図りつつ、職員室内のレイアウトや動線等を工夫するなど、各学校のニーズに合わせ、機能性が高く働きやすい職員室を整備



整備された職員室例



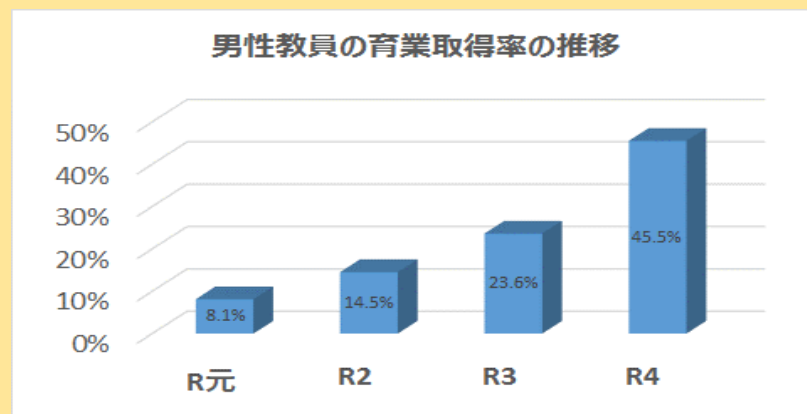
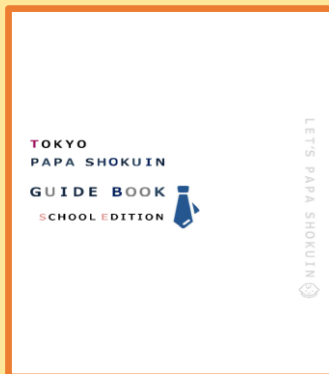
今後整備予定の職員室のイメージ

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2)相談しやすい職場づくり	臨床心理士等が都内公立学校を訪問し、教職員と個別面談を行うアウトリーチ型相談事業を引き続き実施するとともに、教員が匿名で気軽に相談できるLINE相談窓口を開設し、メンタルヘルス対策を一層推進	小中高特	【教職員アウトリーチ型相談】 希望する小中学校を対象に相談員を派遣	対象拡大 希望する高校、特別支援学校を対象に追加	継続実施	
			小学校の新規採用教員及び病休復職者を対象に相談員を派遣	対象拡大 小学校の新規採用教員メンター及び地区間の初異動者を対象に追加	効果検証の上、今後の展開を検討	
			新規実施 相談窓口を開設(R5.12)	対象拡大 小中学校に加え、高校、特別支援学校の教職員を対象に追加	効果検証の上、今後の展開を検討	
			※アウトリーチ型相談事業の対象者向けに相談を実施			
(2)相談しやすい職場づくり	小学校の新規採用教員が、同世代の先輩職員等（メンター）に、様々な相談を行うことができるしくみを導入するとともに、メンター等に研修を行うことで、新規採用教員の職場定着を促進し、学校全体の人材育成力を向上	小		【新規採用教員メンター】 新規実施 小学校新規採用教員対象	効果検証の上、今後の展開を検討	
	全ての教職員が生き生きと働ける職場づくりを推進するため、若手教員5,000人へのアンケートを基に、職場内でのコミュニケーションの手引きを作成し、提供	小中高特	作成・提供	【教職員のためのコミュニケーションガイドブック】 周知・活用・更新		
(3)教員の心身の健康保持を一層促進	メンタルヘルス対策等、教員の心身の健康の保持・増進を一層推進	小中高特		【メンタルヘルスマニ動画・ポータルサイトの開設】 新規実施 全ての教職員対象	利用者のニーズを踏まえ、随時改善	
			教職員の健康保持・増進について、安全衛生委員会を活用して推進（都立学校）			

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(4)テレワーク等新たな働き方の促進	テレワークや時差勤務等の新たな働き方を一層推進	小中高特		テレワークDAYやテレワーク推進月間を設定することなどにより、テレワークや時差勤務等の推進を検討・実施		
(5)男性育業取得率の目標値向上	こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）を踏まえて男性育業取得率の目標値を50%以上に向上	小中高特	目標値修正 取得状況(45.5%)を踏まえ、令和7年度目標値を30%⇒50%以上に修正 ※ 取得状況の数値は令和4年度の実績	・育業取得促進のPR活動を継続的に実施 ・代替教員確保策について検討		取得状況を踏まえ令和12年度時点の目標値を設定

【男性育業取得促進に向けた取組】 ※令和5年度時点の取組

- ➔ 「育児参加プランニングシート」を活用し、**管理職がパパ職員と面談**を行い、**育児関連休暇・休業の計画的な取得勧奨**等を実施
- ➔ 「パパ職員ガイドブック」、「プレパパ応援講座」の活用による**パパ職員の意識改革**
- ➔ 業務スケジュール調整や分担の見直し等により**育児休業等を取得しやすい職場環境を整備**
- ➔ 現任教員19名による「**男性育業体験談**」を発行



3 教員の成長を支える仕組みづくり

【課題・背景】

- 教員が、日々の業務を効果的・効率的に行い、教育の質の向上を図るためには、教員一人一人が業務遂行に必要な知識やスキルを身に付けるとともに、自己研鑽に励み、教育者としての高い見識をもつことが重要です。
- 平成30年にOECD（経済協力開発機構）が加盟国等48か国・地域に対し実施した国際教員指導環境調査（TALIS）によると、小・中学校ともに、日本の教員の1週間当たりの仕事時間の合計は、参加国の中で最長であるにもかかわらず、職能開発活動に関わる時間は最短であるとの結果が報告されています。その一方で、職能開発の必要性が高い傾向にあることも確認されています。
- 都教育委員会では、これまでも各種研修等の充実を図ってきましたが、教員の成長を支える更なる取組の強化が求められます。

取組の方向性

効果的・効率的な業務遂行と教育の質の向上のため、教員が必要な知識やスキルを身に付ける機会や様々な経験を通じて自らを研鑽できる機会を確保するための取組を充実

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1)教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等【再掲】	若手教員等の授業準備等に要する負担軽減を図るため、授業等で活用する教材等の共有や、指導教諭等の授業動画の配信の一層の推進等について検討	小中高特	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">東京教師道場の学習指導案や教育研究員研究報告書等を教職員研修センターのホームページに掲載</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">学習指導案や教材の更なるデータベース化及び共有化について検討</div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">指導教諭の授業動画(10本程度)を配信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;">配信動画の更なる充実を検討</div> </div>			
(2)教員が必要な情報を簡単に見つけることができるシステムの運用【再掲】	教育委員会がHP等に掲載している教材や授業の実践例、相談先等の情報について、教員が簡単に見つけることができるよう、教員お助けページ「先生たちの困ったに答えます」を開設・運用	小中高特	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;">都教職員研修センターの「マイ・キャリア・ノート」内に「『先生たちの困ったに答えます』（教員お助けページ）」を運用（令和5年9月開設）</div>			

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(3)教育用語集の作成・提供	若手教員等が教育現場において用いられる専門用語等の理解を推進するため、教育用語集を作成・提供	小中高特		作成・提供	順次、内容更新	
(4)研修機会の充実や資格取得支援の検討	教育者としての見識を広めることや教職の魅力向上を目的として、研修機会の充実や資格取得等に係る支援等について検討	小中高特	【実施規模】 定員120人	規模拡充 【実施規模】 定員140人	申請状況等踏まえ規模検討	実施
			【東京都公立学校教員海外派遣研修】 幅広い教員を海外の大学等に派遣し、最新の英語教授法や海外の教育事情等を学ぶことにより指導力を向上			
			【教員の英語力向上事業】 英語担当教員に英語の資格・検定試験の受験機会を提供するため、検定料を負担			

<「先生たちの困ったに答えます」(教員お助けページ)>

先生たちの「困った！」に答えます

東京都教育委員会が作成した情報サイトのうち、教員の皆さんが必要とする情報を集めました。

情報教育に関する実践を知りたい

不登校の子供への対応を知りたい

メンタルヘルスについて相談したい

わかった!

やってみよう!

【問い合わせ先】
お助けページに関すること 教員指導部指導課 03-5320-6869
マイ・キャリア・ノートに関すること 教員研修センター企画課 03-5802-0268
※リンク先については、リンク先の問い合わせ先にご連絡ください。

東京都教育委員会

掲載先：都教職員研修センターの「マイ・キャリア・ノート」内

<教育用語集>

新規採用教員のための
教育用語集!!

教員を支援する人も必見

「先生たちで話し合っている内容で分からない言葉がある…」教育用語集を通して、より分かり、働いている仲間とつながりたい。そんな悩みを解決している本冊だ。ぜひ、本冊を参考にしてください。

分類	用語	用語解説
学級・学年の組織	副級	「指導教員」の職務です。子供たちが生活していることや学習等の記録をするためのです。作成したメモや保存簿は法律で定められています。
	高学年(しよび)	「所属」とも呼ばれます。指導教員や副級は、児童生徒の成長の状況を総合的にとらえ、記録することです。
学級・学年の運営	運営	決まった進め方のこと。目的、材料準備、生活指導等、指導する目標や内容を計画し、校長の決断を得ます。校長が少人数学年等を活用している学校や、部活動の指導等も併用して行われます。
	指導教員	学校の組織の中で各学級の状況を、体力・精神の維持管理などを行います。副級での生活目標の達成や各学級の状況、体力・精神の維持管理などを行います。副級での生活目標の達成や各学級の状況を、体力・精神の維持管理などを行います。
学級の運営	自己学	「自己学習」の職務です。毎学年、学年の学習方針を決定し、指導力と能力開発について実践し、管理職と連携します。年度末には自己評価をします。
	OUT	「On the Job Training」の職務です。人材育成の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
学級の運営	英語	「英語教育」の職務です。異文化理解や国際交流の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
	活動	本校の組織に、グループワークから実践指導し、安全のため指導したります。活動のことです。
学級の運営	WBT	「Web Based Training」の職務です。研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
	夕会	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
学級の運営	委員会	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
	研修	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
学級の運営	研修	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
	研修	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
学級の運営	研修	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。
	研修	校で実施する研修や指導の観点で、日頃の職務、定期的な研修を通して、必要知識や技能を身に付けていきます。

【研修の先駆者】
研修用いている用語集を参考に理解しているとは限りません。新規採用教員は、これ以外に分からない用語がたくさんあります。なるべく平易な言葉で語ることと、分からないことを分からないと言えない環境づくりに努めてください。

掲載先：都教育委員会のホームページ内

V 意識改革・風土改革

【課題・背景】

- 勤務時間管理は労働法制上求められる責務であり、管理職や服務監督権者である教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握する必要があります。このため、これまでカードシステム等の導入を推進し、令和5年10月時点で、都内8割以上の教育委員会において、管轄する全ての学校で、在校等時間の客観的な把握を行っています。管理職を含む教員一人一人が時間を意識した働き方を実践できるよう意識改革を推進することが必要です。
- 現在、各区市町村教育委員会や各学校において、働き方改革の推進のため、様々な取組が進められていますが、それぞれの役割に応じた、より主体的な取組が必要です。
- 学校が働き方改革を着実に進めるためには、保護者や地域社会の方々の協力も不可欠です。教員の長時間勤務を改善し、ひいては学校教育の質の向上につなげていくという学校における働き方改革の目的や取組について、保護者や地域社会の方々に理解していただくことが重要です。

取組の方向性

働き方改革の取組を効果的に進めるため、教育委員会や学校の主体的な取組を支援するとともに、教員一人一人の意識改革と保護者・地域社会の理解促進のための取組を強化

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 在校等時間等の見える化	各学校等においてタイムマネジメントを意識した働き方を促すため、カードシステム等により把握した在校等時間等の見える化を推進	小中高特	【都立学校】			
			庶務事務システム稼働(令和4年9月)により、各教職員が自身の時間外在校等時間をリアルタイムで客観的に把握			
				各学校管理職が、自校の時間外在校等時間等を他校と比較できるよう、都立学校における見える化を順次実施		
					【区市町村立学校】	
				各区市町村教育委員会が自地区の時間外在校等時間等を他地区と比較できるよう、教育委員会間における見える化を検討・実施		

取組	内容	対象	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(2)区市町村教育委員会及び学校の主体的な取組の促進	区市町村教育委員会や学校が自ら主体的に働き方改革に取り組めるよう、必要な支援の仕組みについて検討	小中高特		支援の仕組みを検討	順次、実施	
(3)教職員の意識改革	校長、副校長、管理職候補者等に対する研修の充実や、学校経営計画（学校経営方針）における働き方改革の取組の明確化について検討	小中高特	研修の実施	研修の充実を検討、実施	学校経営計画（学校経営方針）において働き方改革の取組を明確化	
(4)働き方改革に関する好事例の収集・共有	区市町村教育委員会などの学校の働き方改革に関する好事例を収集・共有	小中高特	好事例を収集	策定に合わせ実施プログラム	「学校業務改革支援」(※)における業務改革の好事例などを区市町村教育委員会や学校に展開 ※ 1 「学校・教員が担うべき業務の精査」における「学校業務改革推進支援」参照	
(5)保護者・地域・関係機関との認識の共有	保護者や地域社会の方々に対し、働き方改革への理解、協力をお願いするとともに、警察等の関係機関に対する協力を依頼	小中高特	依頼する方への配布(9月)	保護者、地域の方々へ働き方改革への理解・協力を依頼	実行プログラム策定に合わせ、働き方改革への理解・協力を依頼	保護者や地域社会の方々へ、学校現場の状況を認識してもらい、働き方改革への理解、協力が得られるようお願いを継続

小学校・中学校

I 学校・教員が担うべき業務

- ✓学校業務改革推進支援（コンサルタントに委託し、業務の精査や改善等を伴走型で支援）



II 役割分担の見直しと外部人材の活用

外部人材の配置拡充

- ✓副校長補佐
- ✓スクール・サポート・スタッフ
- ✓エデュケーション・アシスタント（※1）
- ✓社会の力活用事業（※1）

部活動改革の推進

- ✓部活動指導員の活用（※2）
- ✓休日の部活動の地域連携・地域移行の推進（※2）

III 負担軽減・業務の効率化

人員体制の強化

- ✓加配措置による小学校高学年における教科担任制の推進（※1）
- ✓負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減

指導業務の改善

- ✓教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等
- ✓授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導助言の徹底
- ✓教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善
- ✓調査等の見直し・縮減



DXの推進

- ✓島しょDXの推進

IV 働く環境の改善

教員が働きやすい職場づくり

- ✓アウトリーチ型相談事業、SNS相談窓口
- ✓新規採用教員メンター（※1）
- ✓教職員のためのコミュニケーションガイドブック
- ✓男性育業取得率の目標値を50%以上に向上

教員の成長を支える仕組みづくり

- ✓教育用語集の作成・提供

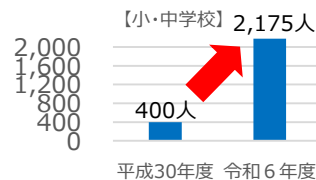
V 意識改革・風土改革

- ✓在校等時間等に見える化
- ✓働き方改革に関する好事例の共有
- ✓保護者・地域等との認識の共有

スクール・サポート・スタッフの配置

- ・学習プリントの印刷など、教員の授業準備等をサポートするスタッフを配置

事業の予算規模（配置規模）

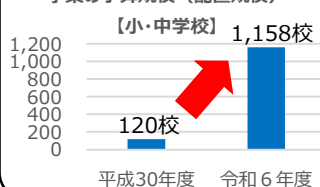


副校長補佐の配置

（学校マネジメント強化事業）

- ・副校長に集中する業務負担の軽減のため、副校長を補佐する外部人材を配置

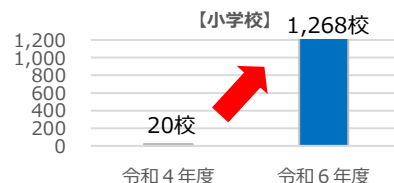
事業の予算規模（配置規模）



エデュケーション・アシスタントの配置

- ・副担任相当の業務を担い、担任を補佐する外部人材を配置

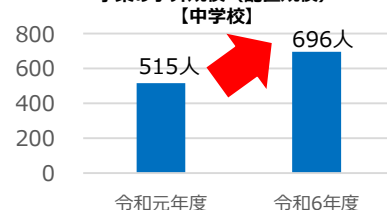
事業の予算規模（配置規模）



部活動指導員の配置

- ・部活動の実技指導や学校外での活動の引率を行う部活動指導員を配置

事業の予算規模（配置規模）



※1 小学校における取組

※2 中学校における取組

I 学校・教員が担うべき業務

- ✓ 学校業務改革推進支援（コンサルタントに委託し、業務の精査や改善等を伴走型で支援）

II 役割分担の見直しと外部人材の活用

外部人材の配置拡充

- ✓ 副校長補佐

部活動改革の推進

- ✓ 部活動指導員の活用
- ✓ 休日の部活動の地域連携・地域移行の推進（※）

III 負担軽減・業務の効率化

人員体制の強化

- ✓ 負担の大きい校務を担う教員の授業時数軽減

指導業務の改善

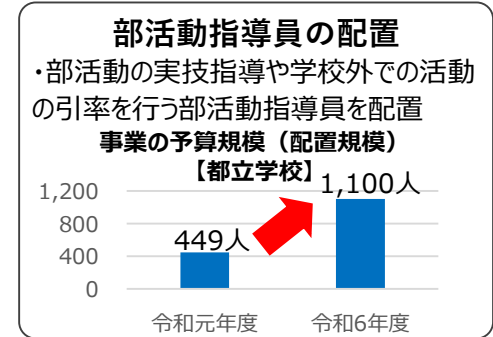
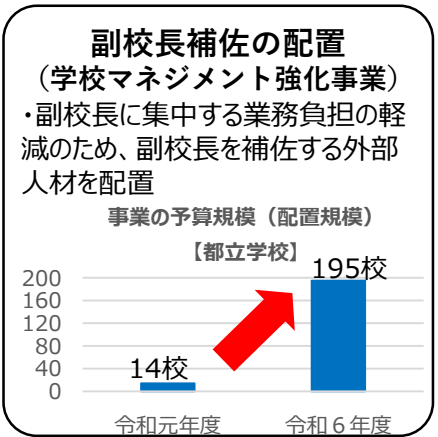
- ✓ 教材等の共有、指導教諭等の授業動画配信等
- ✓ 授業時数や学校行事等、教育課程編成に係る指導・助言の徹底

教員が行う事務の見直し・縮減、校務の改善

- ✓ 調査等の見直し・縮減

DXの推進

- ✓ Teams等活用による資料共有や配布物の電子配信
- ✓ 保護者コミュニケーションシステムの段階的導入
- ✓ 奨学金支援に係るシステムの再構築（※）



- ✓ 統合型校務支援システムと採点・分析システムの連携（※）
- ✓ デジタルサポーターの配置、ICTリーダーの時数軽減



IV 働く環境の改善

教員が働きやすい職場づくり

- ✓ 職員室の環境改善
- ✓ アウトリーチ型相談事業、SNS相談窓口
- ✓ 教職員のためのコミュニケーションガイドブック
- ✓ テレワーク、時差勤務等、新たな働き方の推進
- ✓ 男性育業取得率の目標値を50%以上に向上

教員の成長を支える仕組みづくり

- ✓ 教育用語集の作成・提供

V 意識改革・風土改革

- ✓ 在校等時間等の見える化
- ✓ 働き方改革に関する好事例の共有
- ✓ 保護者・地域等との認識の共有

※ 高等学校における取組



教員が子供たちと向き合う時間を確保するため 学校における働き方改革へのご理解をお願いします！

背景

- 子供たちに効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。
子供たちと向き合うための時間や、授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保できるよう、学校・教員の役割や働き方を見直し、教員の長時間勤務を早急に改善することが必要です。
- 東京都教育委員会・学校では、外部人材の活用やデジタル化による業務改善等の働き方改革を進め、教員の時間外勤務は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。
東京都教育委員会は、学校の働き方改革に向けて、一層の取組を進めてまいります。
保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解をお願いします。



教員の勤務の現状

- ✓教員の勤務時間は8時15分から16時45分まで（※1）です。
- ✓早朝や16時45分以降は勤務時間外となります。
- ✓小・中学校では2人に1人、特別支援学校では4人に1人の教員が、国の基準（※2）を超えて時間外勤務をしています。
- ✓中学校では、過労死ライン（※3）を超えている教員が、4割近くにのぼります。

<教員の1日のスケジュールの例（小学校）>

7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
時間外	勤務時間（8:15～16:45）									時間外		
授業準備	登校指導・朝学活・朝学習	一時間目	二時間目	児童指導（中休み）	三時間目	四時間目	給食指導・清掃指導 児童指導（昼休み）	五時間目	六時間目	終学活・下校指導	休憩時間	
											<ul style="list-style-type: none"> ○授業準備・教材研究 ○提出物の返却準備 ○成績評価 ○行事の準備 ○保護者の相談対応 ○個別の打合せ ○学年・学級運営の事務等 ※中学校等の場合には、部活動指導にも従事	

※1 勤務時間は学校によって異なります。

※2 国の基準：1か月当たり4.5時間

※3 過労死ライン：1か月当たり80時間

働き方改革の取組例



○夜間・休日、学校閉庁日の電話対応

- 多くの学校では、**留守番電話を導入**しており、夜間や休日、学校閉庁日には、電話がつながりません。電話がつながらない場合には、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。
- 緊急対応を要する場合は、**役所・警察・消防など専門機関へのご連絡**をお願いします。



○部活動改革 (中学校等)

- 子供たちの健康や学習時間を確保するため都教委が定めたガイドラインに基づき、**週2日以上**の休養日を設けるなどしています。
- 専門的な指導と魅力ある活動の機会の確保のため、**部活動指導員の活用**や**休日の部活動の地域連携・移行**を進めています (指導員が試合等の引率を行い、教員が同行しない場合もあります)。

○学校行事の精選など

- 学校行事をコロナ禍以前と同様に再開することを望む声もありますが、行事のねらいや子供たちの状況を踏まえて、**廃止・統合**や**規模の縮小**、**時間の短縮**など、工夫をして実施する場合があります。
- お祭りなど地域の行事も再開されていますが、休日の場合など、教員が参加できないこともあります。



○外部の力の活用

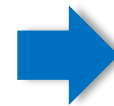
- 登下校時の安全確保等**については、保護者や地域の皆様のご協力を引き続きお願いします。
- 放課後の学習指導**や、**資料作成**、**授業準備**など、教職員の業務をサポートするため、支援員やボランティアなど、教員以外のスタッフにご活躍いただいています。



子供たちの笑顔のため、働き方改革に対する皆様のご理解とご協力をお願いします！

サポーターを大募集！

東京都教育支援機構 (TEPRO) では、放課後の学習指導や部活動指導、教職員の事務支援等にご協力いただける方を募集し、学校に紹介しています。ご協力いただける方はこちらへ



公益財団法人
東京都教育支援機構
TEPRO
Tokyo Education Promotion and Support Organization



東京都教育委員会
Tokyo Metropolitan Board of Education

学校における働き方改革に関するお問い合わせ等はこちらへ

東京都教育庁人事部勤労課





教員が生徒と向き合う時間を確保し教育の質を高めるため 学校における働き方改革へのご理解をお願いします！

背景

- 生徒に効果的な教育活動を行うためには、教員が健康で生き生きと働くことが大切です。
生徒と向き合うための時間や、授業の質を高めるための授業準備の時間を十分に確保できるように、学校・教員の役割や働き方を見直し、教員の長時間勤務を早急に改善することが必要です。
- 東京都教育委員会・学校では、外部人材の活用やデジタル化による業務改善等の働き方改革を進め、教員の時間外勤務は改善傾向にありますが、依然として長時間勤務の教員が多い状況です。
東京都教育委員会は、学校の働き方改革に向けて、一層の取組を進めてまいります。
保護者・地域の皆様におかれましても、ご理解をお願いします。



教員の勤務の現状

- ✓教員の勤務時間は8時30分から17時まで^(※1)です（全日制課程）。
- ✓早朝や17時以降は勤務時間外となります。
- ✓高校では、6割の教員が、国の基準^(※2)を超えて時間外勤務をしています。
- ✓4人に1人を上回る教員が、過労死ライン^(※3)を超えて時間外勤務をしています。

<都立高校教員の主な業務>

平日

【授業時間（例：8時30分～15時30分）】

主に担当教科の授業や授業準備を行っています。

【放課後】

翌日の授業準備や教材研究のほか、生徒に対する学習指導・進路指導・部活動指導、行事の準備、保護者からの相談対応等、様々な業務があります。

休日

部活動指導や対外試合への生徒の引率等の業務を行う場合もあります。

夏休み等

講習・補習、部活動指導、部活動合宿・海外派遣研修への生徒の引率等、様々な業務があります。

※ 上記以外にも、入学者選抜のための業務等があります。

※1 勤務時間は学校によって異なります。

※2 国の基準：1か月当たり45時間

※3 過労死ライン：1か月当たり80時間

働き方改革の取組例



○夜間・休日、学校閉庁日の電話対応

- 多くの学校では、**留守番電話を導入**しており、夜間や休日、学校閉庁日には、電話がつながりません。電話がつながらない場合には、翌日以降の勤務時間にご連絡をお願いします。また、緊急対応を要する場合は、**警察・消防など専門機関へのご連絡**をお願いします。



○学校行事の精選

- 学校行事をコロナ禍以前と同様に再開することを望む声もありますが、行事のねらいや子供たちの状況を踏まえて、**廃止・統合**や**規模の縮小**、**時間の短縮**など、工夫をして実施する場合があります。

○部活動改革

- 生徒の健康や学習時間を確保するため、都教委が定めたガイドラインに基づき、**週2日以上**の**休養日**を設けるなどしています。
- 専門的な指導と魅力ある活動の機会を確保するため、**部活動指導員の活用**や**休日の部活動の地域連携・地域移行**を進めています（指導員が試合等の引率を行い、教員が同行しない場合もあります）。



子供たちの笑顔のため、働き方改革に対する皆様のご理解とご協力をお願いします！

サポーターを大募集！

東京都教育支援機構（TEPRO）では、放課後の学習指導や部活動指導、教職員の事務支援等にご協力いただける方を募集し、学校に紹介しています。ご協力いただける方はこちらへ

